

◎ 東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 14 号）の一部を次のように改正し、2023 年 3 月 18 日から施行する。

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(旅客運賃)</p> <p><b>第 5 条</b> 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃は、第 3 条第 1 項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を 3 割引したものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(旅客運賃)</p> <p><b>第 5 条</b> 特定者用の通勤定期乗車券の定期旅客運賃 <u>(旅客規則第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合にあってはその合計額)</u> は、第 3 条第 1 項に規定する通勤定期乗車券に対する定期旅客運賃を 3 割引したものとする。</p> <p>(以下略)</p>